

## 令和6年度滋賀県環境審議会環境企画部会 概要

- 1 開催日時 令和6年度（2024年）10月15日（火） 10時00分～12時00分
- 2 開催場所 滋賀県庁合同庁舎7-A会議室（大津市松本一丁目2-1）
- 3 出席委員 青田委員、浅利委員、伊藤委員（代理）、岡委員、小川委員、上村委員、岸本（直）委員、坂下委員、島田委員、清水（万）委員、清水（芳）委員、信谷委員（代理）、中野委員、樋口委員、前迫委員（以上15名）
- 4 議事
  - （1）環境企画部会長の選出について
  - （2）第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について
  - （3）第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について
  - （4）環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて

### 【配布資料】

#### 会議次第

滋賀県環境審議会環境企画部会委員名簿、配席図

- 資料1-1 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について
- 資料1-2 滋賀の環境2024（令和6年版環境白書） 原稿案
- 資料2 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について
- 資料3-1 諮問に至った経緯と今後の検討の進め方
- 資料3-2 第1次答申（案）
- 参考資料1 第五次滋賀県環境総合計画（概要）
- 参考資料2-1 第四次滋賀県環境学習推進計画（概要）
- 参考資料2-2 滋賀県環境学習等推進協議会委員名簿
- 参考資料3-1 滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて（諮問）
- 参考資料3-2 環境アセスメント制度のあらまし
- 参考資料3-3 滋賀県環境影響評価条例および環境影響評価法に基づく対象事業一覧
- 参考資料3-4 産業誘致と滋賀県の環境アセスメント制度に関するアンケート調査結果（市町向け）
- 参考資料3-5 県政モニターアンケート
- 参考資料3-6 令和7年度予算施策に向けた要望書（甲賀市・野洲市）【抜粋】
- 参考資料3-7 令和7年度滋賀県予算施策に対する要望書（市町会）【抜粋】
- 参考資料4 滋賀県環境審議会条例
- 参考資料5 オンライン会議に係る注意事項

## 5 議事概要

### (1) 環境企画部会長の選出について

○中野委員から推挙があり、部会長には、清水芳久委員が選出された。

### (2) 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について

○事務局が、資料1-1、資料1-2に基づき、第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について説明を行った。

### <質疑応答>

#### (委員)

水草の面積指標について2点確認したい。

①水草の面積指標は、特定外来種と在来種、湖面と湖底を区別せず評価しているのか。

②水草の増加により、魚類が死滅している等の現象はあったのか、また、それがあったとして、減点の評価に繋がったのか伺いたい。

#### (事務局)

①水草の面積指標については、特定外来水生生物を除く、湖底から湖面に生えている水草を対象として評価している。

②水草の影響についてだが、魚類の死滅などは確認されていない。ただし、湖底で繁殖しすぎると、貝類の棲息域が狭まってしまうので、好ましくないものと認識している。

#### (委員)

水草の面積について、外来種のみ限定した指標はあるのか。

#### (事務局)

P3及びP5「侵略的外来水生植物の年度末生育面積」欄にて、評価している。駆除は実施しているものの、増加傾向にある。

#### (委員)

P3「食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」については、C評価となっている。P5の同項目数値をみると、目標の8割に対して、達成した年もあれば未達成の年もあるから、C評価とするのは、やや厳しすぎるのではないか。

#### (事務局)

目標に達してない場合はCとして評価する取扱いのため、この評価となった。ただ、令和5年度の達成状況は前年に比べて低下しているものの、アンケートの精度を踏まえると概ね誤差の範囲と認識している。

(委員)

当該項目の評価については、今後、実際の食品ロスの排出量等と併せて評価・検討方検討されたい。

(部会長)

「食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」については、どのように調査(アンケート)を実施したのか。

(事務局) ※後日共有

【データ】 <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/336052.html>

- 調査期間 : 令和6年1月18日～1月25日
- 対象者 : 県内に居住する18歳以上の県民
- サンプル数 : 2,000人
- 調査方法 : WEBにより調査

(部会長)

評価項目や指標の数字については、算出の根拠を明示すれば、適切な評価、検討が可能となるから、対応方検討されたい。

(事務局)

承知した。

(部会長)

P10「総括」の文言について、第1段落にて定性的な評価をしているのみで、残りの段落で評価に言及がないのは、違和感があるから、点検結果の記述を増加させられたい。

また、例えば、SAGsの取組では、多くのターゲットがあり、各項目個別に評価した後、統合的に評価することになっている。ここでも同様の評価を行っているものと思料するが、さらに統合的な評価を追加されたい。

なお、世の中ではAI技術の進展が見られるので、その活用も願います。

(委員)

P3「大気汚染に係る環境基準達成率」の項目について、評価指標をみると83%ほどであるが、未達成となった理由如何に。

(事務局)

光化学スモッグの関係で超過しており、そこが押し下げている。その他の項目は達成している。

(委員)

光化学スモッグは、事業者由来か。

(事務局)

それも一因だと認識している。なお、全国的にも、この評価水準を達成できていところは僅かであり、本県も未達成となっている状況である。

(部会長)

大部分は県由来ではなく、京阪神地域から風によって運ばれてくるものが影響していると推察されるから、滋賀県だけの対策では、指標は中々改善しないだろう。

(委員)

資料1-1の表にて、C評価となった項目について、例えば、漁獲量の項目、県産材の素材生産量等であるが、漁獲量減少理由の調査や、県産材の活用方法についてなど、具体的に改善策などを議論する場は設けているのか。

(事務局)

県の施策は分野計画に基づき実施しており、計画の進行管理等については、審議会の各部会、あるいは委員会や議会で議論されている。全て各取組が何らかの評価、検討に付されている。

(委員)

漁獲量の低下や県産材の利用促進について、森川里のつながりというように、それぞれ連関しており、当然、ひとの動きも関係している。それを横断的に、統一して議論する場が重要だという意味で、質問をする至った次第であるから、申し添える。

(部会長)

補足であるが、漁獲量の減少は、種々の要因がある。漁師の数、気象の問題、水質問題、生物の問題及び陸上の問題もあるし、すぐに解決されるものではない。しかし、対応を様々な場で検討されているものと把握しており、解決に向けて前向きに取り組んでいるものと理解している。

(3) 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について

○事務局が、資料2に基づき、第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について説明を行った。

<質疑応答>

(委員)

各取組は、一年毎の数字に一喜一憂せず、継続的に活動されたい。

今後についてであるが、我々の調査では、日本人の環境意識は低いという結果があり、一つの背景として、家族友人を環境問題について話題に上らないということが挙げられる。

そのような中でも、滋賀県ならば、状況が異なるのではないかと期待している部分あるから、この点も調査されるよう意見する。また、動画が24万回再生されたということだが、どのような方が視聴したのか、工夫点などもあれば伺いたい。

(事務局)

ご意見の項目については、追加する方向で検討したい。

それから、動画については、琵琶湖の日の情報発信事業ということで実施しており、10代から20代の若者を募集し、琵琶湖の自然環境や環境学習を体験してもらい、動画を作ってもらった。環境問題に興味を持っていない人へのリーチが課題だが、何らかの対策を講ぜられるよう取組を推進したい。

(委員)

動画に関してだが、(資料2)「3施策の体系別の関連指標による評価」の(4)と(6)の評価は関連あるいは、重複している。紙や電子上の様々な媒体を活用して啓発に結び付けるような形で、情報提供と普及啓発は評価を区別せずに取り組みよう、検討されたい。

なお、当方、滋賀県デジタル社会推進懇話会のメンバーでもあるのだが、そこでも、自然環境の情報提供や環境学習にデジタルを活用しようという話が出てきているので、ぜひ、併せて活用されたい。

(事務局)

施策の体系を6つの柱で評価しているのだが、各取組については、確かに重複するところがある。

まず、事業を担当している部署に評価を依頼する際、担当事業がどの柱に該当するのか複数選択可として回答を受け取っており、各事業がどの柱に該当するのかについて、各課に認識してもらおうことを狙いとしているところである。そして、資料をまとめる段階で6つの枠組みで区別して公表することになるのだが、もちろん情報発信と普及啓発の取組は連携して考えている。

次にデジタルについてだが、活用は重要だと考えている。ただし、動画のコンテンツを作りすぎている現状があるので、まずは既存コンテンツの活用を十分検討したい。また、環境問題について興味、関心のない方に向けての啓発に当たっては、SNSや広告等を活用したい。

(部会長)

重複するのであれば、それを明示した上で対応方検討されたい。

(事務局)

そのように修正したい。

(委員)

アウトカム指標として、環境保全行動実施率を上げているが、県政モニターアンケートを活用していると思うが、湖東地域が低調であるという表については、人口比に照らして、回答の推移を評価するような形を採る方が適切だと思われる。

また、県全体で評価するほうが重要だと思われるので、その点を考慮の上で評価するよう検討されたい。

(事務局)

確かに湖東地域が低くみえている。他地域と比べて湖東地域の方の回答は回答者の三十代、四十代が多かったが、この年代の実施率が低かったこともあり、この結果に至ったと分析している。今後は、ご指摘のとおり人口割合で調整した形で公表することを検討したい。

(部会長)

2点質問がある。

①R4年R5年の結果のみ掲載されてあるが、その前もあるのか。アンケート答えた人数の把握も重要なポイントである。年々回答者数が増えているとかの傾向をここで把握できればよい。

②ネットとか封書を駆使した調査はしていないのか。

(事務局)

①ある。モニターについては、県の広報課が集めていて、ある程度地域毎の偏りがないようにして、300名程度を選んでいる。しかし、人数が少ないこともあって、年によって評価にばらつきがでてしまうので、特定の年に限るのではなく全体で評価してまいりたい。

②手法については、LINEを活用している。また、モニターはどちらかという県政に興味がある方が多いと推察される。

(委員)

P10のアウトカム指標についてであるが、平成30年度以降は県政モニターとなっている。ここを対象とするなら、県政に興味、関心を有する方が大部分であると推察されるから、環境保全行動率が高いのは当然とみるべきではないか。数値が高いからといって県民全体を表していると慢心せず、各取組を進められたい。

(事務局)

おっしゃるとおり。その傾向は認識しているので、その前提で取組を推進したい。

(部会長)

ふたつのギアを回す。事業に従事した方が回答して数字に表れている。前年度に実施したのも、今年度に引き続き実施している場合は、ここに入っているから前年度に比べて減っているというのは、事業が変更されたということでもいいのか。

(事務局)

貴見のとおり。

(部会長)

継続事業と新規事業の数が掲載されているとよいと思われる。

(事務局)

承知した。そのような視点で修正を検討したい。

(清水委員)

2つのギアが人育てと社会づくりを表し、双方、連関するのが大事という考えは評価できる。また、社会づくり事業は、人育て事業に比べて少ないように見受けられるが、課題等があったのか、その理由如何に。

(事務局)

社会づくりは敷居が高いので、人が集まるのも難しい。従って、事業数が相対的に少ないと理解している。

(委員)

様々な考えがあるなかで、社会を環境保全型に変えていくために、その方法について知恵を絞る必要がある。今後も、然るべきところで議論されると思うから、その課題に十分向き合っ  
て各取組を推進されたい。

(事務局)

補足であるが、人育て事業においても、目的は社会づくりという場合が大多数である。調査をする際、工夫などを各課にも呼びかけたい。

(部会長)

1つ目のギアを回さないと2つ目が動かない。1つ目を適切に回して、2つ目に繋げていけるよう、各種取組を検討されたい。

(4) 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて

○事務局が、資料3-1、資料3-2に基づき、環境影響評価制度（環境アセスメント制度）  
の見直しについて説明を行った。

<質疑応答>

(委員)

世界の産業構造や産業の内容が急変する中で、従前の土地利用の方法では世界情勢に対応し  
得ないというのは、我が国全体の課題である。アセス制度の見直しは、重い課題であるものの、  
何とかして面積要件の緩和と手続きの迅速化を進めていく必要があると思料する。また、県と

して産業振興にも力を入れないと環境保全に回すお金も無くなる場合があるという危機感も抱いているところである。

そこで、説明のとおり「森林地域と自然公園の面積要件は原則維持すべき」ではあるが、その一方で、高齢化や人口減少により山林や農地の管理が困難になっているという状況もある。そういった状況の中で、地元の方が転用を図りたいという希望もあり、そのバランスをどう調整するのか、かなり慎重に議論する必要がある。事業実施に伴う環境影響が深刻になり、生態系が崩れてしまうことは防止する必要がある、慎重な議論を進めるとともに、これまでに取得したデータを基にした調査研究の推進が求められるのではないかと。

面積要件の緩和、手続きの迅速化は何としても進めて、今後の環境保全のため、環境を守るだけでなく活用の手法も考えていただきたい。

(委員)

アセス手続きに時間がかかっているということは私も感じており、手続きの迅速化の検討には賛成する。迅速化の検討の中には、地元との合意形成が、環境アセスや都市計画の変更手続きなど、各々の制度によって複数回同じようなことがなされていることを改めることが出来ないか等を検討されるものであると思料する。

資料3-2、第1次答申(案)「(2)今後の検討の方向性①手続きの迅速化」については、大切どころなので、もう少し文章があっても良いのではないかと思います。また、「手続きの簡略化」という記載についてはネガティブな印象を受けるので、「合理化」などより今後の検討実態に近い表現に改めるべきではないかと。

(委員)

手続きの迅速化は非常に大切なことと感じており、今後、条例に規定される縦覧期間や知事意見形成日数等の妥当性も検証されるものと思う。一方で、資料3-1、P5(論点1基本的な考え方)に記載があるとおり、「市町独自にアセス制度以外に環境配慮や合意形成のプロセスを有しているのは19市町中9市町」とのことであり、県と市町が役割分担をしつつ、合意形成、環境配慮の手続きをアセス制度に先立って市町にやっていただく、同時並行で実施する等の方法も検討する必要があるように感じる。

市町は要望を出すだけでなく、市町の責務を認識した上で、役割分担や協力をしつつ進めて行けるような制度の見直しを検討いただきたい。

(部会長)

今後の市町との役割分担に係る調整はどう進めて行くのか、事務局の考えを伺いたい。

(事務局)

この検討は今年7月から始めたところであり、まだ市町とは十分な意見交換ができていない。7月の首長会議では「住民との合意形成は基礎自治体である市町としても協力する」という前向きな意見もいただいているので、市町とどのような役割分担が出来るか考えてまいりたい。



(部会長)

環境配慮についても市町に任せると、市町の事務が増えすぎて大変になるのではないかとも思う。まずは情報の収集を進められたい。

(委員)

そもそも手続きに3～4年もかかるのはなぜか。どこが時間的ネックになるのか。

(事務局)

資料3-1、P18に「手続き要する期間」をまとめているのでご覧いただきたい。配慮書、方法書、準備書、評価書の標準的な所要時間は記載のとおりであるが、これ以外に、方法書と準備書の間に「現地調査」がありこれに時間がかかる。滋賀県の場合、森林や農地で事業が計画されるケースが多く、そういった場合、動植物の生息状況の季節変化を把握するための調査が必要となり、そこに少なくとも1年間の期間がかかる。

(部会長)

3～4年かかる手続きを少しずつ短縮することは出来るが、一気に1年や半分程度に短縮するのは難しいと考えている。

(委員)

これまで条例アセスの対象事業がそれなりにあり、面積要件を緩和すると市町に相談があった件数のうち新たに約7割にアセス手続きがかからなくなるという説明であった。これまで面積要件が厳しかったことで保全された環境もあると思うので、それが見える化されると良いと感じた。

また、現地調査に時間がかかるのは仕方がない部分もあるが、日常的に実施されている環境モニタリングのデータを蓄積することで調査の一部分を代替することは出来ないか、迅速化の方法の1つとして他の様々な制度で代替していくことも検討してはどうか。

次に、市町や企業にとって本条例が1つの手続き規制になっていると思う。滋賀県の将来的な方向性や地域活性化を考えた時に、自然を保全しながら活用していく産業の在り方にインセンティブをもたせて誘導していくことも考えないと、規制の在り方の議論だけでは納得は得られないのではないか。

(部会長)

誘導という事に関し、現時点で具体的な施策はあるか。

(事務局)

滋賀県では、自然環境や生物多様性を保全するとともに活用していこうという考え方から、昨年度「生物多様性しが戦略」を改定した。現時点での具体的な施策としては、先ほど別の議題でも議論のあった外来生物の駆除や、昨今問題となっている伊吹山のシカによる食害にもしっかりと対応し、生物多様性の質を高めていく等の施策がある。

また、保護区域を増やしていくことも重要と考えており、国定公園である琵琶湖の保全に加え、企業がこれまで保全を進めてきた土地や森林を「自然共生サイト」として認定し保全していくこと、また、保全をしていくための企業の活動をさらに推進していくための認証制度を既に運用しており 62 社が既に認証されているので、そういった様々な施策を組み合わせながら、規制だけでないインセンティブを与える施策も進めているところ。今後も企業の取組を促進するためにどういったことが出来るのか、アセス制度の見直しと併せてしっかりと検討してまいりたい。

(委員)

県独自で沢山の環境データをとっておられ、また、委託等を受けた民間企業のデータも県として保有されていたり、公開されているところかと思われる。しかしこれ以外に一般に公開されているデータの中には科学的に信頼できないデータも含まれている可能性があり、そのようなデータを集めてきても環境アセスでの議論に資することは出来ないので、データのクオリティコントロールが非常に重要になる。そういった信頼できないデータを用いてまで調査の迅速化等の検討を行うことは差し控える必要がある。

(部会長)

アセス制度は科学的な議論であり、今の意見は重要である。

令和 4 年 4 月に施行された、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正では、再エネの促進区域内で計画される市町認定を受けた再エネ事業については配慮書が省略されることになった。その時に、「促進区域」と「それ以外の区域」の区分けを求められたと認識しており、同じような「産業の促進区域」といった考え方があっても良いのではないかと思う。そうしないと 10~20ha の小さな工場が点在してできてしまい、ある市町では広大な森林が失われてしまうという可能性もある。「促進する区域」「保全する区域」を明確化し、乱開発の抑制に繋げる必要があるのではないか。もう 1 点は「滋賀県の工場、工業団地の面積要件は近隣府県よりも厳しい」との説明があったが、三重県や和歌山県など自然環境が滋賀県と同程度に残り、要件が滋賀県より緩い県でこういった悪影響がでているのか確認し比較してはどうかと思う。

(部会長)

以上、終了予定時刻であるが、本議題については、継続審議とし、次回は令和 6 年 11 月 5 日(火) 10 時から第 2 回環境企画部会を開催する。

(以上)